

# 葉山港津波発生時行動マニュアル

平成 23 年 12 月

平成 24 年 7 月改正

葉山港管理事務所

## 目 次

### 第1章 総 則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 津波発生時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

### 第2章 配備基準（勤務時間外）

- 1 津波発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応・・・・・・・・・・2

### 第3章 スタッフの連絡・参集体制

- 1 勤務時間外のスタッフの連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

### 第4章 避難場所・避難経路

- 1 避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 避難誘導の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 避難場所経路図①～③（津波浸水予測図）・・・・・・・・・5、6、7

### 第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

- 1 初動態勢時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 初動態勢の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

### 第6章 初動態勢時の対応内容

- 1 津波情報等の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 津波情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 利用者の避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 避難経路待機図①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 海上にいる利用者への避難対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 臨港道路附属駐車場の出庫停止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 土木事務所への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 7 スタッフ自身の避難手順等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

## 第1章 総則

### 1 目的

このマニュアルは、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、港湾施設の利用者が生命及び身体の安全を確保するために、スタッフがとるべき基本的な対応手順を定めるものとする。

全スタッフは、日ごろからマニュアルの内容を理解し、津波が発生した場合には、適切かつ迅速に対応を行う。

### 2 津波発生時の対応の基本的な考え方

- (1) 津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則をスタッフ自身が認識しておく。
- (2) 津波発生時には予想される津波到達時間を考慮しつつ、スタッフの安全が確保されることを前提としたうえで、利用者の避難対応を最優先に行う。
- (3) マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うものとする。

## 第2章 配備基準（勤務時間外）

### 1 津波発生時に係る配備基準

勤務時間外に地震が発生した場合や、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の配備基準は、次のとおりである。

勤務時間外に津波警報等が発表された時には、管理事務所へ向かうことは非常に危険なことが予想されるため、直ちに参集する事はせず、指示があればすぐに動ける状態で待機する。状況に応じ管理事務所長の判断で参集指示を出し、参集するものとする。管理事務所長の判断で3名が参集し、現場対応を行う。

基準震度数		配備基準
震度5弱	所管港湾市町の震度	参集人数は3名とするが、その他のスタッフに関しては連絡待機
震度5強		
震度6弱以上	県内の最大震度	
県内に大規模な災害が発生	県の災害対策本部が設置された場合	
津波警報	相模湾・三浦半島	連絡待機
大津波警報	相模湾・三浦半島又は東京湾内湾	

### 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応

管理事務所長は夜間警備に対し直ちに連絡をし、利用者の有無を確認。

#### (1) 利用者有りの場合

利用者有りの場合は、マニュアルに従い避難指示をし、利用者の安全確保ができた段階で、夜間警備自身避難をする。夜間警備は情報収集のため、テレビやラジオ、携帯電話等の通信機器を使用し、近隣地域の状況を把握する。

#### (2) 利用者無しの場合

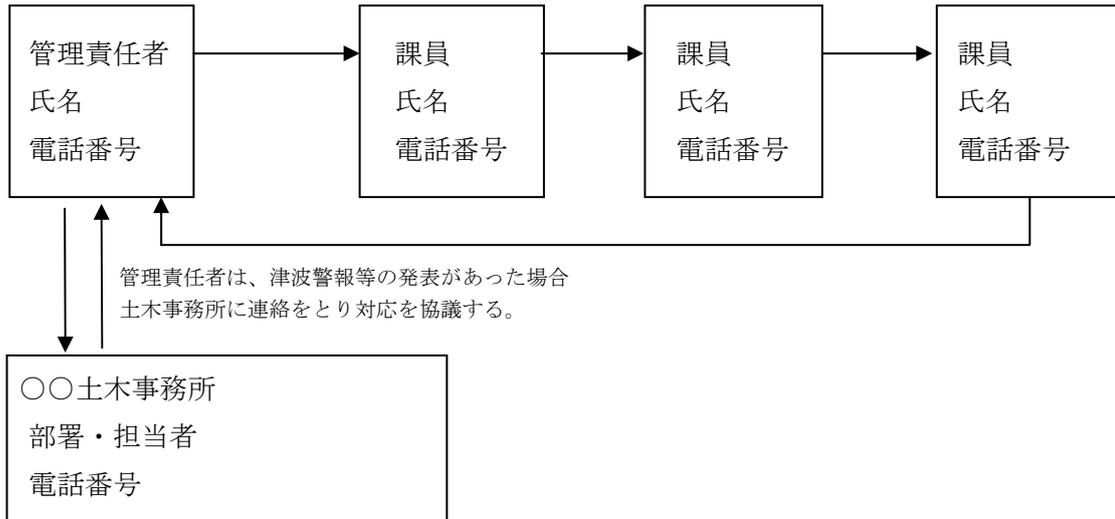
利用者無しの場合は、夜間警備自身が避難をし、情報収集の為、テレビやラジオ、携帯電話の通信機器を使用し、近隣の状況把握をする。

夜間警備はいずれの場合も、避難が完了した段階で管理事務所長に連絡を入れる。状況に応じ、スタッフ3名が参集し現場対応を行う。

### 第3章 スタッフの連絡・参集体制

#### 1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報が発表された場合には、次の緊急連絡網に基づき管理事務所長の指示に従い行動をする。



#### 2 関係機関の連絡

<横須賀土木事務所>

担当課	連絡先
横須賀土木事務所 河川砂防課 許認可指導課	

<その他関係機関>

関係機関名	部署（担当者）	連絡先	関係機関の役割
横須賀海上保安部	整備救難課		海難救助
葉山消防署	防災課		情報提供

## 第4章 避難場所・避難経路

利用者の避難誘導を行う際の避難場所は、次のとおりである。

### 1 避難場所

津波が発生した場合には、葉山町の指定する津波避難場所は「堀内会館」であるが、距離の問題と避難経路が海岸線であることから、鑑摺町内会と協議をし「中央大学葉山寮付近の高台」を葉山港の避難場所として指定する。所要時間は群集歩行速度で約10分とする。

### 2 避難経路

1の避難場所への避難経路は、P5（避難場所経路図①）のとおりである。

### 3 一時避難場所・一時避難経路

津波が迫っており、1の避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等の避難場所への誘導が困難な場合等については、「旗立（はたたて）山」へ一時的な避難誘導を行う。

所要時間は1の「中央大学葉山寮付近の高台」の約10分に対し、約5分になる。

一時避難経路については、P6（一時避難場所経路図②）のとおりである。

### 4 一時避難場所から避難場所への避難誘導

一時避難場所は、とりあえず津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、津波等の状況を見て、次の経路のとおり、避難場所へ避難することとする。

ただし、避難の際に、津波注意報や津波警報等が解除されるまでは、津波浸水予想区域に近づかない様、利用者への周知を行う。

（津波浸水予想区域は津波浸水予測図①）

一時避難場所から避難場所への経路については、P7（避難場所経路図③）のとおりである。

### 5 避難誘導の判断

津波発生時にどこの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者が指示を出し、スタッフは利用者の安全確保を第一と考えた避難誘導を行い、利用者の安全確保が確認でき次第、スタッフも避難を行う。



# 避難場所経路図①

◆葉山港管理事務所◆

※津波警報等が発令された際の避難先になります。



①

◆管理事務所入口を出て突き当たりを

みぎま  
右に曲がる。



②

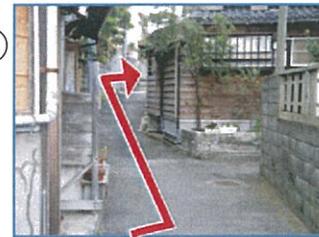


◆すぐ左手に公園があるので、先の曲がり角を左に曲がる。



③

④



◆一つ目の路地を右、次を左、車道(県道207号)へ出て右へ。



⑤

◆一つ目のT字路(角に「中央大学葉山寮」標識あり)を左に曲がり、なだらかな坂の一本道を上っていく。

◆左手にマンション(「プリオール葉山の杜」)があり、マンションの先には「中央大学葉山寮」がある。



⑥

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい



# 一時避難場所経路図②

## ◆葉山港管理事務所◆

※津波警報等が発令された際、避難する時間がない場合等の避難先になります。

①



◆管理事務所入口を出て突き当たりを左に曲がる。

②



③



◆そのまま道なりに進み、  
 笠摺葉山港入口の信号を右折。

④



⑤



◆日影茶屋の看板奥の階段を上る。

⑥



◆階段を上り頂上まで行くと、  
 「旗立(はたたて)山」である。

⑦



◆頂上からの景色である。

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、

山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい



一時避難場所から避難場所への経路図

③  
◆葉山港管理事務所◆



①

◆「旗立(はたたて)山」の頂上から登って来た道を下り道路まで出る。



②

◆日陰茶屋の看板が見えたら、右に曲がる。  
50m先の「中央大学葉山寮」の看板を目指す。



③

◆看板を左に曲がり、なだらかな坂の一本道を上っていく。



④

◆左手にマンション(「プリオール葉山の杜」)があり、  
マンションの先には「中央大学葉山寮」がある。

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、

山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい

## 第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

### 1 初動態勢時の役割

津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要がある。

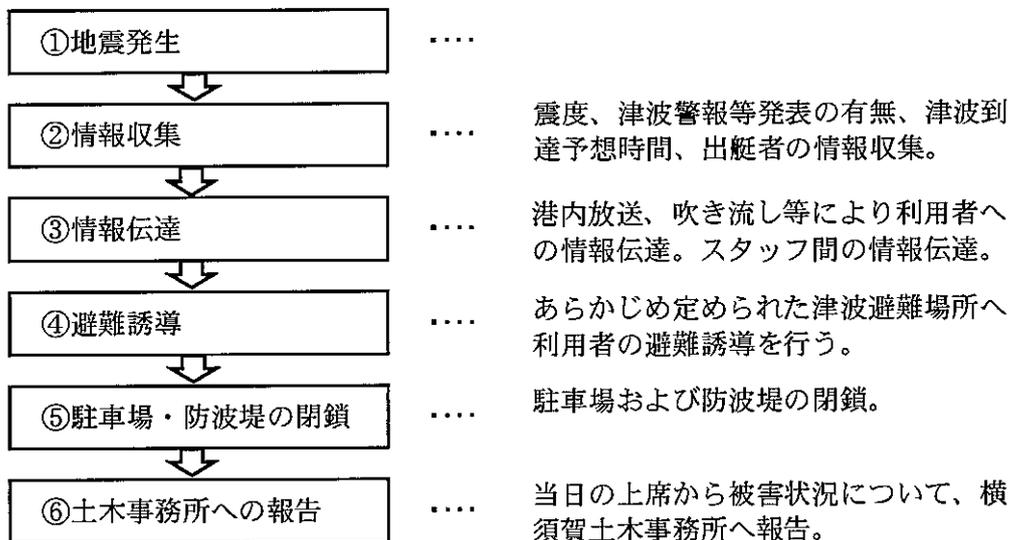
各スタッフは、初動態勢時には原則として次の役割を担う。

配備体制責任者は、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本にスタッフに指示を出す。スタッフ間の連絡は、無線機器を使用し各スタッフは、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動を必要に応じ行う。

管理係	管理課員 1名	建物内の施設安全確認、港内放送、津波警戒避難標識（吹き流し）の掲揚、利用者避難誘導等
ポートサービス係	ポートサービス課員 3名	出艇者の避難措置、ハンドマイクによる放送、ポートヤード内の安全確認等、利用者避難誘導等
防波堤及び駐車場係	駐車場案内員 2名	防波堤及び駐車場利用者の避難誘導、ハンドマイクによる放送等

### 2 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりである。



## 第6章 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

スタッフは、各自の役割に基づいて、次のとおり対応する。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであるが、被害等の状況に応じて臨機応変な対応が必要となった際は、手順と異なる場合もあることとする。

### 1 津波情報等の収集（管理係）

#### (1) 津波警報等の情報収集

管理係は、地震が発生した場合には、（テレビ、インターネット等）により次の情報を収集する。低電により、テレビ等から情報が収集できない場合には、ラジオや携帯電話で情報収集を行う。

#### <収集すべき情報>

- 津波警報等発表の有無
- 津波の予想される高さ
- 津波到達予想時刻
- 震度・震源の大きさ
- 震源地
- 余震の起こる可能性

#### (2) 出艇者の確認等

管理係は、当日の出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じる。

### 2 津波情報等の伝達（管理係）

管理係は、状況に応じて、次の情報を（港内放送）により利用者へ伝達する。

また防波堤及び駐車場係は、ハンドマイクにより上記情報を合わせて利用者へ伝達する。停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイクやメガホン等によりできる限りの伝達に努める。

<津波注意報発表時の伝達内容>

「こちらは、葉山港管理事務所です。

〇時〇分、津波注意報が発表されました。

水際は危険です。直ちに水際から離れてください。

(津波到達時間が判明した場合)

予想される津波到達時刻は、〇時〇分です。

<津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容>

「こちらは、葉山港管理事務所です。

〇時〇分、津波（大津波）警報が発表されました。

高い所で2メートル程度（3メートル以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ「中央大学葉山寮付近の高台」（避難場所）、または高台に避難してください。管理事務所の外にて、スタッフが避難誘導を行っています。スタッフの指示に従い避難をしてください。

また、車での避難は避けてください。

(津波到達時間が判明した場合)

予想される津波到達時刻は、〇時〇分です。

### 3 利用者の避難誘導（係）

管理係は、利用者の避難誘導を行います。

#### (1) 避難誘導方法

ポートサービス係と防波堤および駐車場係は残留者の確認を行うとともに、利用者を葉山港管理事務所の定める「中央大学葉山寮付近の高台」へ避難誘導を行う。スタッフは利用者が迅速に「中央大学葉山寮付近の高台」へ避難できるよう、交差点等に待機するなど可能な限り誘導の補助を行う。

避難誘導についてはP11（避難待機図①）のとおりである。

#### (2) 津波が間近に迫っている場合や災害時の要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合については、一時避難場所として「旗立（はたたて）山」へ避難誘導を行う。

一時避難場所への避難も間に合わない場合等最低限の避難を行わざるを得ない場合には、「管理事務所の屋上」へ避難誘導を行います。



① ◆管理事務所前で一名が待機をし、避難誘導を行う。



② ◆公園の脇で一名が待機をし、避難誘導を行う。



③ ◆車道になるため、車の往来を十分に注意をする。  
一名が待機をし避難誘導を行う。

3名の職員が上記の場所で待機し、誘導案内を行う。スタッフ間の連絡は、無線機を使用  
やもえなく持ち場を離れる際は、管理係に報告をし離れることとする。

□避難誘導方法（エレベーターは使用禁止）

①管理係は、全スタッフに無線連絡をし、4名を待機場所に配置する。

- 1、1階・2階の出入り口用の自動ドアに各1名ずつ配置（手動モードにし、解放状態にする。）
- 2、1階階段の上り口に1名配置
- 3、屋上のドアに1名配置（ドアは解放状態にし、風で閉まらない様ひもでとめる）

②ポートサービス係と防波堤及び駐車場係りは、周りの利用者の状況を把握し、管理係に連絡をし、利用者がまだ残っている際は、避難誘導を行う。

③利用者の安全が確認できた時点で、各スタッフも屋上への避難をする。

4 海上にいる利用者への対応（ポートサービス係）

ポートサービス係は、海上にいる利用者へ呼びかけを行うとともに、必要に応じて、海上保安署等への協力要請を行う。

□避難誘導方法

①ポートサービス係は、当日の出港状況を確認し、帰着申告のされていない艇を確認する。また、沿岸のヨット等利用者に対し、管理事務所棟の屋上に津波警戒避難標識を掲揚します。

②1名は帰着申告のされていない各艇の船長に携帯電話で連絡を取る。

- 1、津波警報等が発令された旨と津波到達予想時間等の情報提供。
- 2、港に戻るか否かの判断は船長に任せる。
- 3、防波堤設置のカメラで艇の位置確認。→停電時は、屋上に上がり双眼鏡で確認。
- 4、横須賀海上保安部の整備救難課に連絡を取り艇の位置情報を報告。

③その他、2名はレスキューボートを準備し、出港。

- 1、事務所から利用者の位置情報を無線を通じて聞き出し、現地に向かう。
- 2、現地に着いたら、津波到着予想時刻を利用者に伝え、艇着岸するか沖で待機するかを判断を仰ぐ。
- 3、着岸の際は、直ちに港まで誘導をする。（ディングーヨットは曳航にて対応を行う）
- 4、沖で待機の際は、水深の深い所に誘導する。
- 5、レスキューボートの船長は利用者の安全が確保された段階で、管理係の指示のもと、沖で待機するか着岸するかを判断を仰ぐ。

#### 5 臨港道路付属駐車場の出庫禁止措置（防波堤及び駐車場係）

利用者は原則として徒歩による避難を行うため、防波堤及び駐車場係は、利用者の避難に支障をきたさないよう、駐車場のバーを閉め、駐車場の出庫禁止措置をとる。

ただし、災害時要援護者等、車での避難が必要な場合には、状況により出庫を認めることとする。

##### □避難誘導方法

- ①防波堤及び駐車場係は、駐車場でハンドマイクを使用し利用者に対し徒歩での避難を呼びかける。ゲートは電源をオフにし、手動のみ対応可能な状態にする。（停電時は精算機の操作をしなくても良い。）
- ②要援護者等から車の出庫依頼を受けた際は、手動でバーを空け対応する。
- ③対応後はすぐに閉鎖する。

#### 6 土木事務所への報告

下記事項を、利用者・スタッフの安全確保後、できるだけ速やかに電話、FAX、メール等により報告を行う。

##### <報告事項>

- 責任者（連絡先）の氏名・連絡先
- 避難対応状況（避難場所、避難人数等）
- 負傷者等の状況
- 施設の被害状況（分かる範囲）
- 今後の対応予定

#### 7 スタッフ自身の避難について

予想される津波到達時間を考慮し、自身の身の危険が差し迫っている場合は、上記対応等中止し避難することとする。

##### <スタッフ避難基準>

スタッフ自身の避難基準は、利用者への周知が終わり津波到達時刻の15分前を目安とする。避難判断は、当日の管理係（責任者）が行うものとする。

管理係は各スタッフに無線で指示をだし、避難場所へ避難をする。管理係はスタッフの避難完了の確認を行う。